

## 1 制度概要

### (1) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について

- 少子高齢化の進展を受け地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を持つ薬局を都道府県知事が認定し、名称表示を可能とする制度（令和3年8月1日施行）。

地域連携薬局	入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制、在宅医療への対応)
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制)

(※ 認定要件の詳細は、参考資料 1「地域連携薬局の認定基準」、参考資料 2「専門医療機関連携薬局の認定基準」を参照)

### (2) 東京都薬事審議会の関与について

- 医薬品医療機器等法第3条第1項及び同法施行令第1条の3により、地方薬事審議会は連携薬局の認定事務を調査審議することとされている。
- 都においては、都内各医療圏の連携薬局の認定数等について、東京都薬事審議会に報告する。(R3.1.22.東京都薬事審議会決定)

## 2 都の認定状況（令和4年12月末日現在）

- 地域連携薬局 623件（23区内 443件、市町村内 180件）
- 専門医療機関連携薬局 13件（23区内 13件、市町村内 0件）

参考：令和3年12月末日現在	
地域連携薬局	297件
専門医療機関連携薬局	7件

(※ 詳細は、参考資料 3「都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数」、参考資料 4「都道府県別の認定件数」を参照)

## 3 都の監視指導の状況

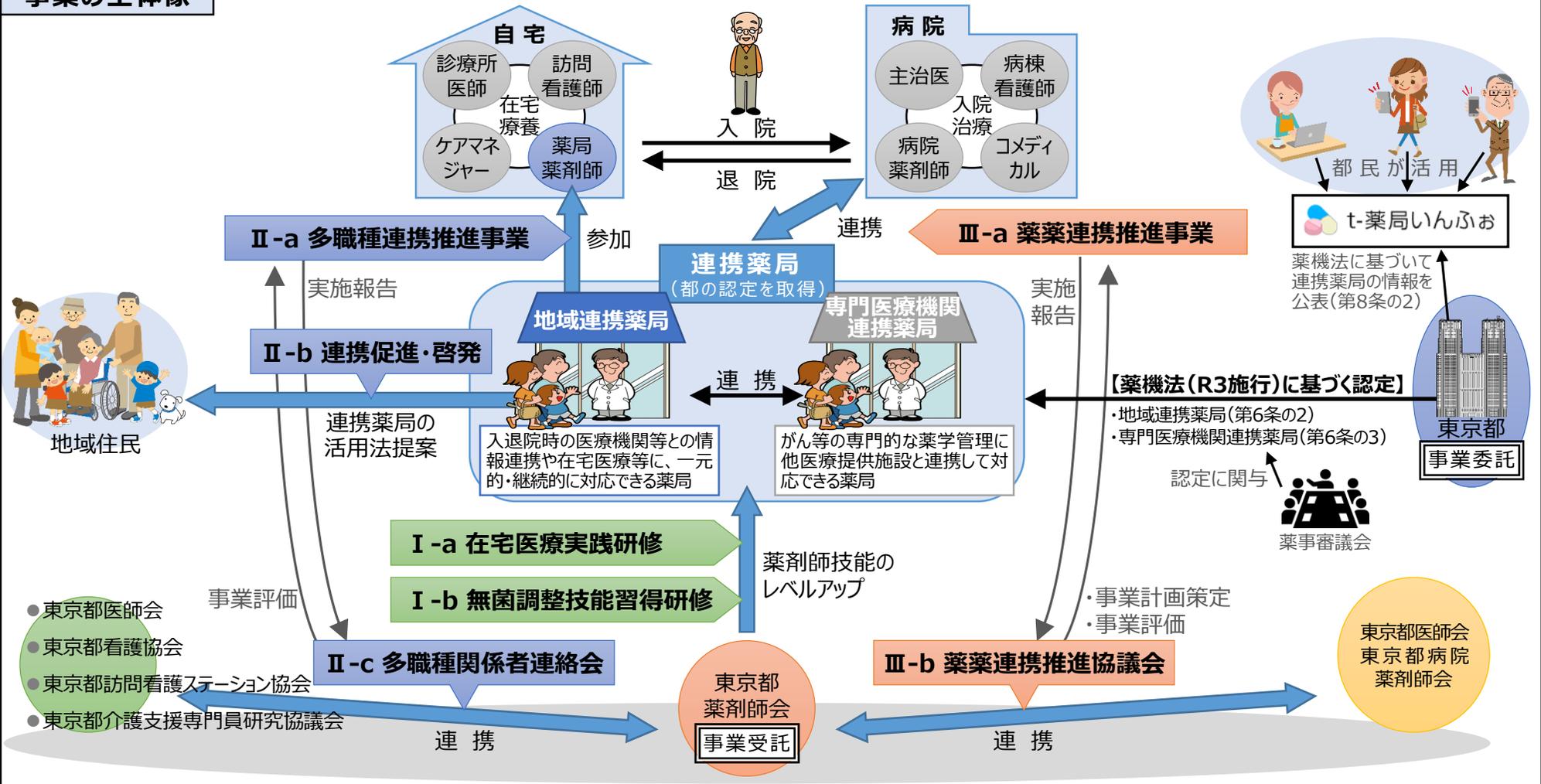
- 同法第69条第3項に基づき、都薬事監視員が認定を取得した全薬局を対象として順次立入調査を実施している。連携薬局に係る法令・認定基準の遵守状況を確認するほか、質向上に向けた指導を行っている。
- 調査した薬局の一部で、軽微な不備事項が見られた（認定を受けた旨の掲示不備、研修記録の作成漏れ等）。
- 薬局が法令・認定基準の遵守状況を自己点検できるよう、都ホームページでチェックシートを公開している。

# 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業

## 事業目的

連携薬局活用のための基盤を整備するとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）を構築・強化することで、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していくことを目的とする。

## 事業の全体像



	医薬品医療機器等法第6条の2	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の2）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制及び他の薬局を紹介する体制を含む。）</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）</li> <li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制</li> </ul>

	医薬品医療機器等法第6条の3	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の3）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（がんに係る患者の半数以上報告・連絡した実績）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>がんに係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局へのがんの傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ がんの区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんの区分に係る専門的な研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の薬局に対するがんの区分に関する研修の継続的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対するがんの区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>

# 都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数

参考資料 3

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和4年12月末現在)	(参考) 薬局数 (令和3年12月末現在)
区中央部保健医療圏	千代田区	10	157
	中央区	16	142
	港区	16	199
	文京区	15	152
	台東区	12	152
区南部保健医療圏	大田区	31	390
	品川区	18	229
区南西部保健医療圏	渋谷区	11	146
	目黒区	11	150
	世田谷区	45	409
区西部保健医療圏	新宿区	19	245
	中野区	8	176
	杉並区	22	264
区北部保健医療圏	豊島区	16	173
	北区	19	175
	板橋区	29	283
	練馬区	37	331
区東北部保健医療圏	荒川区	8	108
	足立区	29	305
	葛飾区	22	251
区東部保健医療圏	墨田区	8	143
	江東区	19	228
	江戸川区	22	251
小計(特別区)		443	5059

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和4年12月末現在)	(参考) 薬局数 (令和3年12月末現在)
西多摩保健医療圏	奥多摩町	0	2
	檜原村	0	0
	あきる野市	6	36
	青梅市	4	62
	日の出町	1	4
	羽村市	1	21
	瑞穂町	0	7
	福生市	4	39
南多摩保健医療圏	八王子市	29	232
	日野市	3	75
	多摩市	8	61
	稲城市	7	37
北多摩西部保健医療圏	町田市	16	179
	武蔵村山市	1	30
	東大和市	5	39
	昭島市	4	40
	立川市	15	94
	国分寺市	2	52
北多摩南部保健医療圏	国立市	1	45
	府中市	6	121
	小金井市	4	57
	三鷹市	14	88
	武蔵野市	9	93
	調布市	7	117
北多摩北部保健医療圏	狛江市	4	33
	東村山市	4	62
	清瀬市	10	43
	東久留米市	5	55
	西東京市	7	93
島しょ保健医療圏	小平市	3	88
		0	5
小計(多摩、島しょ)		180	1910
総計		623	6969



都内二次保健医療圏

(令和4年12末日現在)

# 都道府県別の認定件数

参考資料 4

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
北海道	151	11
青森県	23	1
岩手県	22	1
宮城県	72	6
秋田県	13	0
山形県	20	2
福島県	46	1
茨城県	124	4
栃木県	51	2
群馬県	44	3
埼玉県	212	8
千葉県	166	7
東京都	623	13
神奈川県	310	8
新潟県	66	1
山梨県	12	0
長野県	29	6
富山県	28	1
石川県	36	1
岐阜県	31	2
静岡県	87	0
愛知県	121	7
三重県	53	4
福井県	9	0

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
滋賀県	33	5
京都府	93	2
大阪府	253	10
兵庫県	133	5
奈良県	28	0
和歌山県	15	0
鳥取県	19	0
島根県	11	1
岡山県	46	2
広島県	92	1
山口県	24	2
徳島県	20	1
香川県	32	0
愛媛県	32	3
高知県	19	1
福岡県	99	6
佐賀県	8	2
長崎県	16	1
熊本県	35	2
大分県	23	1
宮崎県	21	0
鹿児島県	27	1
沖縄県	5	0
全国合計	3,433	135

(令和4年12月末日現在)